岩手県監査委員告示第25号

包括外部監査結果の公表(平成24年岩手県監査委員告示第9号)により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月28日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見 岩手県監査委員 高 橋 昌 造 岩手県監査委員 伊 藤 孝次郎 岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1(1) 外部監査の種類

平成23年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

(2) 選定した特定の事件 (テーマ)

公有財産に係る財務事務の執行及び管理の状況について

(3) 監査委員告示

平成24年3月9日付け岩手県監査委員告示第9号

(4) 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査の結果に対する措置について 平成26年2月20日

(5) 指摘事項及び措置内容

ア 指摘事項

(ア) 契約締結不明財産について

現況が、地元市町が管理する道路に供されていながら、当該利用の根拠となる契約書のない県有地が検出された。

財産区分	所管課	財産名称	所在地	面積(㎡)	台帳価格 (円)	
普通財産	農林水産企画室	旧宮古家畜	宮古市大字津軽石第14地割字	330. 03	1, 143, 553	
		保健衛生所	払川119番18ほか	330.03	1, 143, 555	

上記土地の現況は契約不明財産と認められ、公有財産の維持管理が適切に行われていない。

当該土地は旧宮古家畜保健衛生所への進入路確保のため取得したものである。昭和61年以前より市道認定されているが、市道認定当時において、土地所有者である県が当該土地を市道としての利用を認めたことを確認できる文書記録がない

(イ) 使用料減免等の合理性について

使用料減免等の理由が明らかでない事案が検出された。

(単位:円)

区分	所管課	相手先	使用目的	場所	減免前使用料	減免根拠	
					(実際の使用料)	規定	
普通財産	農林水産企	全国農業協同組合	種豚センターの	滝沢市砂込390番	12, 511, 732	1号	
	画室	連合会岩手県本部	土地 (2件)	74ほか	(500, 468)		

当センターは、平成3年に県から全国農業協同組合連合会岩手県本部へ事業移管したものである。県の説明によると、当センターの事業は維持事業(非収益事業)と増殖事業(収益事業)に区分されるが、一部収益性を持つ事業として折り合いをつけて貸付料を96%減額している、とのことである。

しかし、当センターにおける事業に対して、96%相当を減額する根拠が明らかではない。

イ 措置内容

(ア) 契約締結不明財産について

当該土地について、平成24年度から宮古市と使用貸借契約を締結している。 今後、関係機関と連絡調整を図り、同様の事例が発生しないよう努める。

(イ) 使用料減免等の合理性について

種豚センターの事業は平成24年度をもって終了し、施設解体され平成25年10月31日付けで当該土地は返却された。 今後、同様の事例の場合には、関係機関・団体と協議のうえ、減免等の理由を明確にすることとする。